視　覚　障　が　い　者
就　労　支　援　ガ　イ　ド

これは音声コード対応版です。

スピーチオ、テルミーなどの機器により内容が音読されます。

神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議
（事務局　神奈川県産業労働局労働部雇用労政課）

令和５年４月

『視覚障がい者就労支援ガイド』

目　　次

就労支援に関する機関等
１　ハローワーク（公共職業安定所）……　１ページ
２　神奈川障害者職業能力開発校……　１ページ
３　神奈川障害者職業センター……　２ページ
４　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
　　高齢・障害者業務課……　２ページ
５　障害者就業・生活支援センター……　２ページ
６　特別支援学校……　３ページ
７　公益財団法人神奈川県労働福祉協会……　３ページ
８　神奈川県障害者雇用促進センター……　４ページ
９　神奈川県産業労働局労働部雇用労政課……　４ページ

就労支援に関する主な制度
１　視覚障害者技能習得援助資金貸付について……　５ページ
２　就労支援機器について……　５ページ
３　障がい者の在宅就業支援について……　５ページ
４　福祉的就労について……　５ページ

事業主が利用できる主な制度
１　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）…　６ページ
２　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）……　６ページ
３　障害者雇用納付金制度による主な助成金
（１）障害者作業施設設置等助成金……　６ページ
（２）障害者介助等助成金……　７ページ
（３）重度障害者等通勤対策助成金……　９ページ
４　税制上の優遇措置……　１０ページ

『視覚障がい者就労支援ガイド』

就労支援に関する機関等

１　ハローワーク（公共職業安定所）

専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの態様や適性、希望職種等に応じ、職業相談、職業紹介から職場定着まで一貫した支援を行っています。

（お問合せ先）

名称	電話番号	部門コード
ハローワーク横浜	045-663-8609	46#
ハローワーク港北	045-474-1221	44#
ハローワーク戸塚	045-864-8609	43#
ハローワーク横浜南	045-788-8609	42#
ハローワーク川崎	044-244-8609	44#
ハローワーク川崎北	044-777-8609	44#
ハローワーク横須賀	046-824-8609	43#
ハローワーク藤沢	0466-23-8609	47#
ハローワーク平塚	0463-24-8609	43#
ハローワーク小田原	0465-23-8609	44#
ハローワーク相模原	042-776-8609	43#
ハローワーク厚木	046-296-8609	45#
ハローワーク大和	046-260-8609	42#
ハローワーク松田	0465-82-8609	

※ハローワーク松田以外は自動音声案内になります。
音声案内が始まりましたら、上記の部門コードを押してください。
障がい者の職業相談窓口（専門援助部門）におつなぎします。

２　神奈川障害者職業能力開発校

身体・知的・精神障がい者に対して職業訓練を行う国立県営の施設です。

視覚障がい者を対象にしたビジネスサポートコースでは、画面読上げソフト等を活用したパソコン操作を身につけた上でのビジネス文書・資料作成、ビジネスの基礎知識、障がい特性を踏まえた実務作業訓練など、事務職として必要な知識と技術を習得します。（訓練期間は１年、定員は５名です。）

（お問合せ先）
電話　042-744-1243
ホームページアドレス　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/

『視覚障がい者就労支援ガイド』

３　神奈川障害者職業センター

職業相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを行っています。

（お問合せ先）
電話　042-745-3131
ホームページアドレス　https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kanagawa/

４　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

事業主に対する障がい者の雇用に関する支援・啓発等を行うほか、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の申請窓口になっています。

（お問合せ先）
電話　045-360-6010
ホームページアドレス　https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kanagawa/

５　障害者就業・生活支援センター

県内８ヵ所に設置。障がい者の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

（お問合せ先）

所在	名称	電話番号
横浜市	横浜市障害者就業・生活支援センタースタート	045-869-2323
川崎市	川崎障害者就業・生活支援センター	044-739-1294
相模原市	相模原障害者就業・生活支援センター	042-758-2121
横須賀市	よこすか障害者就業・生活支援センター	046-820-1933
平塚市	障がい者就業・生活支援センターサンシティ	0463-37-1622
藤沢市	湘南障害者就業・生活支援センター	0466-30-1077
海老名市	障害者就業・生活支援センターぽむ	046-232-2444
小田原市	障害者支援センターぽけっと	0465-39-2007

『視覚障がい者就労支援ガイド』

６　特別支援学校

視覚障がい者の職業的自立を目指し、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧師の技術を身につけます。

神奈川県立平塚盲学校

高等部

本科保健理療科（中卒３年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科保健理療科（高卒３年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒３年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話　0463-31-0948

ホームページアドレス　https://www.pen-kanagawa.ed.jp/hiratsuka-sb/

横浜市立盲特別支援学校

高等部

専攻科保健理療科（高卒３年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒３年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話　045-431-1629

ホームページアドレス　https://www.edu.city.yokohama.jp/sch/ss/yokomou/

学校法人横浜訓盲学院

高等部

専攻科保健理療科（高卒３年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒３年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話　045-641-2626

ホームページアドレス　http://kunmou.jp/index.html

７　公益財団法人神奈川県労働福祉協会

労働者の福祉の充実及び雇用の安定に関する事業を行っています。

視覚障がい者に対する支援として、技能習得援助資金貸付事業を実施しています。

（お問合せ先）

電話　045-633-5410

ホームページアドレス https://kanagawa-rfk.org

８　神奈川県障害者雇用促進センター

障がい者雇用に関する企業支援及び就労支援機関支援を実施する、神奈川県の機関です。詳細はホームページをご参照ください。

（お問合せ先）
電話　045-633-6110（代表）
ホームページアドレス　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/index.html

９　神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

（お問合せ先）
電話　045-210-5871
ホームページアドレス　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/index.html

『視覚障がい者就労支援ガイド』

就労支援に関する主な制度

１　視覚障害者技能習得援助資金貸付について

（問合せ）　公益財団法人神奈川県労働福祉協会
　　※盲学校等を経由してお申し込みください。

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職するために盲学校等に入学して技能を習得しようとする視覚障がい者に対し、技能習得援助資金を貸し付けることにより、技能習得を支援し職業的自立を促進します。貸付には一定の要件を満たすことが必要です。

（貸付期間）　在学期間（36ヵ月が限度）
（貸付金額）　月額46,000円（無利息）
（返済期間）　２～10年間
（貸付金の返還免除）
次のいずれかに該当する場合は、返還を免除できます。
・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証のいずれかの交付を受けたとき
・死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき
ホームページアドレス
https://kanagawa-rfk.org

２　就労支援機器について

（問合せ）　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障がい者の就労を支援する機器の紹介や貸出を行っています。
ホームページアドレス　https://www.kiki.jeed.go.jp/

３　障がい者の在宅就業支援について

（問合せ）　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
重度障がい者の在宅就業のため、在宅勤務の事例や在宅就業を支援する団体等を紹介しています。
ホームページアドレス　https://www.challenge.jeed.go.jp/

４　福祉的就労について

（問合せ）　市福祉事務所・町村障害福祉担当課・相談支援事業者
就労継続支援、就労移行支援等の利用などについて、相談・支援を行います。
関連ホームページアドレス
障害福祉情報サービスかながわ　https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

『視覚障がい者就労支援ガイド』

事業主が利用できる主な制度

１　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
（問合せ）
　ハローワーク
（対象となる障がい者）
　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の就職が特に困難な者
（対象となる事業主）
　ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、障がい者等を雇用保険被保険者として雇入れ、継続して雇用することが確実であると認められる事業主
（内容）
　賃金の一部が一定期間助成されます。障害の程度や雇用形態により異なります。
　詳しくはハローワークにお問合せください。

２　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）
（問合せ）
　ハローワーク
（対象となる障がい者）
　就職が困難な障がい者
（対象となる事業主）
　ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、障がい者を一定期間試行雇用し、障害者トライアル期間について雇用保険被保険者資格取得の届出を行う事業主
（支給額及び支給期間）
　障がい者１人につき、月額最大４万円を最長３か月間支給。精神障がい者の場合は、月額最大４万円（雇入れから３か月間は月額最大８万円）を最長６か月間支給。

３　障害者雇用納付金制度による主な助成金
（問合せ）
　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課
　このガイドには、主な助成金の概要を掲載していますが、助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定められています。また、このガイドで紹介している以外の助成金もありますので、詳細は上記までお問合せいただくほか、ホームページをご参照ください。
　ホームページアドレス　https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/

（１）障害者作業施設設置等助成金
①　第１種作業施設設置等助成金
（対象となる障がい者）
　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）
（対象となる事業主）
　障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主で、その障がい者のために作業施設・作業設備等の整備等を行う事業主

（支給額）

支給額は、作業施設等の設置又は整備に係る費用の額に３分の２を乗じて得た額又は障がい者１人につき 450 万円（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）（なお、作業設備の場合障がい者１人につき 150 万円（中途障がい者の場合は１人につき 450 万円）、短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者を除く。）である場合の支給限度額は１人につき上記の半額（１事業所あたり一会計年度につき合計 4,500 万円まで））のいずれか低い額。

②　第２種作業施設設置等助成金

（対象となる障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主で、その障がい者のために作業施設・作業設備等の整備等を行う事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、作業施設等の賃借による設置又は整備に係る費用の額に３分の２を乗じて得た額又は障がい者１人につき月 13 万円（なお、作業設備の場合、障がい者１人につき月５万円（中途障がい者の場合は１人につき月 13 万円）、短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者を除く。）である場合の支給限度額は１人につき上記の半額）のいずれか低い額。支給期間は、３年間。

（２）障害者介助等助成金

①　職場介助者の配置又は委嘱助成金

（対象となる障がい者）

２級以上の視覚障がい者等（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

視覚障がい者等の業務遂行のために必要な職場介助者を配置する、又は委嘱する事業主

（支給額及び支給期間）

●事務的業務に従事する視覚障がい者等のために必要な職場介助者の配置又は委嘱の場合

職場介助者の配置について、支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は配置１人につき月 15 万円のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

職場介助者の委嘱について、支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は委嘱１人１回につき１万円（年 150 万円まで）のいずれか低い額。支給期間は 10 年間。

●事務的業務以外に従事する視覚障がい者等のために必要な職場介助者の委嘱の場合

支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は委嘱１人１回につき１万円（年 24 万円まで）のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

②　職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

（対象となる障がい者）

２級以上の視覚障がい者等（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

職場介助者の配置又は委嘱助成金等の支給期間が終了したのち、その支給対象となる障がい者を継続して雇用するために、引き続き、職場介助者の配置又は委嘱を行う事業主

（支給額及び支給期間）

●事務的業務に従事する視覚障がい者等のために継続して必要な職場介助者の配置又は委嘱の場合

職場介助者の配置について、支給額は、支給対象費用の額に３分の２を乗じて得た額又は配置１人につき月 13 万円のいずれか低い額。支給期間は、５年間。

職場介助者の委嘱について、支給額は、支給対象費用の額に３分の２を乗じて得た額又は委嘱１人１回につき９千円（年 135 万円まで）のいずれか低い額。支給期間は、５年間。

●事務的業務以外に従事する視覚障がい者のために必要な職場介助者の委嘱の場合

支給額は、支給対象費用の額に３分の２を乗じて得た額又は委嘱１人１回につき９千円（年 22 万円まで）のいずれか低い額。支給期間は、５年間。

③　障害者相談窓口担当者の配置助成金

（対象となる障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

障がい者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置又は委嘱を行う事業主

（支給額及び支給期間）

●新たに障害者相談窓口担当者を増配置する場合

イ　専従の場合（２人まで）、１人につき月額８万円。ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む総支給額）に３分の１を乗じて得た額が８万円を下回る場合は、その額。支給期間は、最大６か月。

ロ　兼任の場合（５人まで）、１人につき月額１万円。ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む総支給額）に 10 分の１を乗じて得た額が１万円を下回る場合は、その額。支給期間は、中小企業は最大 12 か月、その他企業は最大６か月。

●障害者相談窓口担当者が研修を受講した場合

ハ　専門機関等に研修の受講費として支払った額に３分の２を乗じて得た額（最大 20 万円）。

ニ　研修を受講した障害者相談窓口担当者１名につき時間額 700 円（上限月 10 時間かつ 10 名まで）。ただし、上記イ又はロの支給を受ける障害者相談窓口担当者には支給しない。

●相談窓口業務等を専門機関に委託した場合

委託経費として支払った額の３分の２（上限月額 10 万円かつ最大６か月）

（３）重度障害者等通勤対策助成金

①　住宅の賃借助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

支給対象障がい者を入居させるための特別な構造又は設備を備えた住宅の賃借を行う事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は世帯用月 10 万円若しくは単身者用月６万円のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

②　指導員の配置助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

５人以上の支給対象障がい者が入居する住宅に指導員を配置する事業主等

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は配置した指導員１名につき 15 万円のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

③　住宅手当の支払助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

支給対象障がい者が自ら住宅を借り受け、賃料を支払っている場合に、その者に対して、支給対象障がい者以外の労働者が住宅を借り受けた場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅手当を支給する事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は支給対象障がい者１名につき月額６万円のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

④　通勤用バスの購入助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

５人以上の支給対象障がい者の通勤のため、通勤用バスを購入する事業主

（支給額）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又はバス１台につき 700 万円のいずれか低い額。

⑤　通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

５人以上の支給対象障がい者のための通勤用バス１台ごとに１人の運転従事者を委嘱する事業主等

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は委嘱１人１回につき６千円のいずれか低い額。支給期間は、10 年間。

⑥　通勤援助者の委嘱助成金

（対象となる障がい者）

重度身体障がい者、３級の視覚障がい者等

（対象となる事業主）

支給対象障がい者の通勤（公共の交通機関を利用する通勤に限る。）を容易にするための指導、援助等を行う通勤援助者を委嘱する事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に４分の３を乗じて得た額又は委嘱については１人１回につき２千円、交通費については１つの受給資格認定３万円のいずれか低い額。支給期間は、1ヵ月間。

４　税制上の優遇措置

障がい者を雇用する事業所を支援するために、機械等の割増償却措置、不動産取得税･固定資産税･事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。

（問合せ）税務署、県税事務所、市町村役場ほか